

暗号資産取引約款

新旧対照表

旧	新
第1条 定義等 (略) <u>(追加)</u> 2.「当社ウェブサイト等」とは、当社が「https://www.digiasset.co.jp/」のドメイン（サブドメインおよび変更後のドメインを含みます。）において運営するウェブサイトおよび当社が提供するスマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションを意味します。 3.「本サービス」とは、当社ウェブサイト等で提供される、当社が指定する暗号資産の売買または交換に関するサービス、お客様間で暗号資産の売買または交換をする場を提供するサービス、これに関して当社が別途定めるお客様の金銭または暗号資産の管理をするサービス、その他暗号資産に関連するサービス（理由を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。 4.「お客様」とは、本約款に同意した上で当社所定の手続にもとづいて本サービスの利用を申込み、当社が当該利用申込みを承諾した個人または法人を意味します。 5.「法人」とは、商業登記可能な会社（株式会社/有限会社/合資会社/合名会社/合同会社）、または法人登記可能なその他の法人（一般社団法人・一般財団法人等）を意味します。 6.「取引担当者」とは、本サービスを法人で利用する場合において、当該法人の代表者が予め選任し、本サービスの利用に関する一切の権限を付与された上で、当社に届け出た取引の担当者を意味します。 7.「外国 PEPs (Politically Exposed Persons、外国政府等の重要な公人等)」とは、<u>本約款第17条に定める</u>外国の政府等において重要な地位にある者、過去に外国の政府等において重要な地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を意味します。 8.「パスキー」とは、お客様のデバイスに登	第1条 定義等 (略) 2.「<u>犯刑法等</u>」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。改正を含む。）、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。改正を含む。）、およびこれらの関連する法令等（官公庁策定・公表のガイドライン等を含む。）ならびに FATF (Financial Action Task Force) 基準および FATF 公表文書等を総称します。 3.「当社ウェブサイト等」とは、当社が「https://www.digiasset.co.jp/」のドメイン（サブドメインおよび変更後のドメインを含みます。）において運営するウェブサイトおよび当社が提供するスマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションを意味します。 4.「本サービス」とは、当社ウェブサイト等で提供される、当社が指定する暗号資産の売買または交換に関するサービス、お客様間で暗号資産の売買または交換をする場を提供するサービス、これに関して当社が別途定めるお客様の金銭または暗号資産の管理をするサービス、その他暗号資産に関連するサービス（理由を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。 5.「お客様」とは、本約款に同意した上で当社所定の手続にもとづいて本サービスの利用を申込み、当社が当該利用申込みを承諾した個人または法人を意味します。 6.「法人」とは、商業登記可能な会社（株式会社/有限会社/合資会社/合名会社/合同会社）、または法人登記可能なその他の法人（一般社団法人・一般財団法人等）を意味します。 7.「取引担当者」とは、本サービスを法人で利用する場合において、当該法人の代表者が予め選任し、本サービスの利用に関する一切の権限を付与された上で、当社に届け出た取引の担当者を意味します。 8.「外国 PEPs (Politically Exposed Persons、外国政府等の重要な公人等)」とは、<u>(削除)</u>外国の政府等において重要な地位にある者、過去に外国の政府等において重要な地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を意味します。 (略) 9.「パスキー」とは、お客様のデバイスに登

録された生体情報等（顔、指紋、PIN 認証等）を利用して、お客様がそのデバイスの正当な利用者であることを確認する方法を意味します。 9.「総合口座」とは、お客様が保有する暗号資産およびお客様が本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、<u>本約款第 4 条</u>に定める方法により開設した口座を意味します。 10.「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引等の取引を行うための口座を意味します。 11.「コールドウォレット」とは、暗号資産を格納するツールで、外部環境と繋げず、オフラインで厳重に管理するものを意味します。 12.「利用契約」とは、<u>本約款第 4 条第 6 項にもとづき</u>当社とお客様との間で成立する、本約款の定めに従った本サービスの利用契約を意味します。	録された生体情報等（顔、指紋、PIN 認証等）を利用して、お客様がそのデバイスの正当な利用者であることを確認する方法を意味します。 10.「総合口座」とは、お客様が保有する暗号資産およびお客様が本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、<u>本約款（削除）</u>に定める方法により開設した口座を意味します。 11.「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引等の取引を行うための口座を意味します。 12.「コールドウォレット」とは、暗号資産を格納するツールで、外部環境と繋げず、オフラインで厳重に管理するものを意味します。 13.「利用契約」とは、<u>（削除）</u>当社とお客様との間で成立する、本約款の定めに従った本サービスの利用契約を意味します。
第 4 条 口座の開設 (略) 8.第 5 項に定める手続の完了後であっても、<u>関連法令にもとづく</u>取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し、当社が指定する必要書類の提出を求める場合があります。お客様がこれら必要書類を提出しない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができるものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。 (略)	第 4 条 口座の開設 (略) 8.第 5.項に定める手続の完了後であっても、<u>犯収法等に基づく</u>取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し、当社が指定する必要書類の提出を求める場合があります。お客様がこれら必要書類を提出しない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができるものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。 (略)
第 7 条 法令に基づく居住地国等の届出及び情報提供 (略) <u>(追加)</u> 5.お客様は、前各項に関連して当社から求めがあった場合、当社所定の事項に関する届出、変更内容の届出、資料の提出その他当社所定の対応を速やかに行うものとします。	第 7 条 法令に基づく居住地国等の届出及び情報提供 (略) 5.お客様は、<u>当社が実特法その他法令等に基づき、お客様が登録し、または更新した税務上の居住地国、外国の納税者番号その他当社所定の事項を、新規届出書または異動届出書に記載すべき事項として利用し、当該登録または更新をもって当該届出書の提出があったものとして取り扱うことに同意するものとし</u>ます。 6.お客様は、前各項に関連して当社から求めがあった場合、当社所定の事項に関する届出、変更内容の届出、資料の提出その他当社所定の対応を速やかに行うものとします。
第 8 条 口座の利用 (略) 10.お客様からお預かりした金銭が、長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されな	第 8 条 口座の利用 (略) 10.お客様からお預かりした金銭が、長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されな

い場合、当社は、当該お客様に通知した上で、当該お客様の承諾を得ることなく、当該金銭について、<u>第7項</u>によりお客様が指定した預金口座に振込む方法により、お客様に対し払戻しを行うことができるものとします。 (略)	い場合、当社は、当該お客様に通知した上で、当該お客様の承諾を得ることなく、当該金銭について、<u>第8項</u>によりお客様が指定した預金口座に振込む方法により、お客様に対し払戻しを行うことができるものとします。 (略)
第9条 暗号資産の現物取引 (略) 2.当社は、<u>暗号資産の価格の急激な変動、システム障害その他の状況により、お客様保護のために必要と判断する場合には、当社の裁量によって、お客様に事前に通知することなく、次に掲げる措置を講じることができるものとします。</u> <u>(追加)</u> (1) 本サービスの一時的な停止 (2) お客様からの注文の受付の停止 (3) お客様が行った注文の取消 (4) 暗号資産の市場価格から異常に乖離した価格で成立した取引の取消または実勢価格への修正 3.当社ウェブサイト等のうち、スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションを利用いただく際には、以下の点をご了承いただいたものとします。	第9条 暗号資産の現物取引 (略) 2.当社は、<u>次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合には、お客様への事前通知なく、第3項に定める措置の全部又は一部を講じることができるものとします。</u> (1) システム障害、通信障害その他本サービスの運営に支障が生じた場合 (2) 第三者による不正アクセスその他不正行為が発生し、又はそのおそれがある場合 (3) 暗号資産の価格が急激に変動し、市場機能が著しく損なわれた場合 (4) 市場価格から著しく乖離した価格で取引が成立した場合 (5) 法令、監督官庁の要請その他これに準ずる事由がある場合 (6) その他お客様保護又は本サービスの適切な運営のため緊急に必要な場合 3. <u>当社は前項の場合、次に掲げる措置の全部又は一部を講じることができるものとします。</u> (1) 本サービスの一時的な停止 (2) お客様からの注文の受付の停止 (3) お客様が行った注文の取消 (4) 暗号資産の市場価格から著しく乖離した価格で成立した取引の取消又は実勢価格への修正 4.当社ウェブサイト等のうち、スマートデバイス(スマートフォン等)用アプリケーションを利用いただく際には、以下の点をご了承いただいたものとします。
(改定履歴) 2021 年 11 月 1 日制定 2026 年 5 月 27 日最終改定	(改定履歴) 2021 年 11 月 1 日制定 2026 年 9 月 1 日最終改定

以上